

# 堀切地区まちづくり 推進計画書



平成 29 年 5 月策定・令和 5 年 5 月改訂  
堀切地区コミュニティ協議会

# 目 次

## 序 章 はじめに

- ① コミュニティ協議会長あいさつ ..... 1
- ② 計画改訂の目的 ..... 1

## 第1章 地区概要

- 第1項 地区の現状（位置、面積、人口・世帯数、地区運営） ..... 3
- 第2項 構成地域の現状（地区構成地域の概況） ..... 6
- 第3項 地区等のまちづくり経過等（事業、歴史等の概要） ..... 7

## 第2章 現況・課題等

- 第1項 地区課題・長所・資源 ..... 11
- 第2項 土地利用計画・整備計画 ..... 16
- 第3項 まちづくり現況図 ..... 18

## 第3章 将来像等

- 第1項 地区コミュニティ活動の必要性 ..... 22
- 第2項 地区の将来像 ..... 22
- 第3項 まちづくりの方針 ..... 23

## 第4章 主要施策

- 第1項 施策の展開 ..... 26
- 第2項 まちづくりの主要施策 ..... 26
- 第3項 まちづくり計画図 ..... 30

## 第5章 推進体制

- 第1項 推進体制（推進組織、ルール制定等） ..... 32

## 資料編 策定組織・経過、その他資料

- ① 改訂組織 ..... 34
- ② 改訂経過 ..... 34
- ③ その他資料 ..... 35

# 序章

# はじめに

## ① コミュニティ協議会長あいさつ

第二次まちづくり推進計画の中間改訂にあたり一言ご挨拶申し上げます。日頃は、地区の皆様のご理解、ご協力のもと円滑なコミュニティ活動が推進できておりますことにお礼申し上げます。

これまで、平成29年策定の「堀切地区まちづくり推進計画書」を柱として、歴代会長、役員を中心とし、地区の皆様と共にまちづくりを進めてまいりました。この計画書について、中間改訂を行うにあたり、計画の現状・課題、主要施策等について、コミュニティ協議会役員を中心に令和4年6月から約一年間、現状を踏まえた再確認を行い、その一部を改訂しました。

第二次計画書が策定されてからの6年間には、津波避難の拠点として「ほりきり広場」が完成したこと、旧伊良湖岬中学校の跡地に伊良湖岬小学校の校舎が完成したことなど、地区のあり方にかかわる大きな変化がございました。また、高齢化や後継者不足等の問題には引き続き地区として向き合っていく必要があると考えております。

地区まちづくり計画書に掲げられた、将来像「安心・安全・希望笑顔あふれるまちづくり」に向かって、地区の皆様とともによりよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。今後とも、地区の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和5年5月

堀切地区コミュニティ協議会会長 澤井 政之

## ② 計画改訂の目的

### ■ 地区まちづくり推進計画

まちづくり推進計画は、地域主体のまちづくりを計画的に推進するため、地域の現状・課題と10年後の地域の将来像・主要施策をまとめた計画で、第1期の計画は平成18年度に市内の全校区一斉に策定されました。現計画は平成29年度に策定された第2期の計画です。

この計画の策定意義は、毎年度、ほとんどの役員が交代するケースが多いコミュニティ組織において、地域の課題や目標を正確に引き継ぎ、長期的な展望をもって継続的な地域づくりを進める活動の指針として活用できる点にあります。

市に対しても、計画の目標や主要施策等の内容・進捗状況について、地域懇談会やまちづくりアドバイザーを通じて伝達し、地域が“どんなことを目標として、何を求めているか”を明確にし、そのための必要な行政施策を求めて行く上で有効な方法となります。

### ■ 計画改訂の目的

第2期の計画策定後6年が経過し、様々な状況変化が生じていることを踏まえ、これまでの活動成果や未着手の活動などを点検し、今後の主要施策等の要否や新規施策の必要性を検討しながら、その有効性を向上させるため、令和4年度に全コミュニティ協議会一斉に一部改訂することになりました。

改訂作業は、各コミュニティ協議会において、現計画の内容を尊重しつつ、修正・見直し部分を修正し、当初計画同様に、以下の点に留意し、地区の住民・団体等が自らの地区

を見直し、地区のあり方を再確認するなどして行われています。そしてこの計画が、地区活動の充実を図るための方法書として活用されることが想定されています。

ア この計画は、地区が主体となって作り上げる“地区のための計画”です。

イ この計画は、地区の発展を目的とし、法令及び市の基本方針に反しない必要性があります。但し、長期展望の中で、現行の土地利用計画等の転換を想定した将来構想を否定するものではありません。

ウ この計画の、将来像の実現施策には、「地区が自ら取り組むこと」「地区ではできないために市や国・県に望むこと」がありますが、「個人・地区が主体的に取り組むこと」を中心に検討しています。

エ この計画の主要施策等の中で、市が実施する施策整備等を掲載する場合でも、市の事業が総合計画等方針に基づき進められることを理解し、これにより直接的に市に実施義務が生ずるものではありません。

## ■ 改訂計画の決議・引継ぎ等

この改訂計画は、令和5年3月に原案作成し、令和5年5月12日の地区コミュニティ協議会において決定しました。今後、毎年度の地区コミュニティ協議会総会において、この計画の概要・進捗状況を報告するとともに、可能な限り当年度の主要施策に盛り込みながら実現を図って行きます。





# 第1章

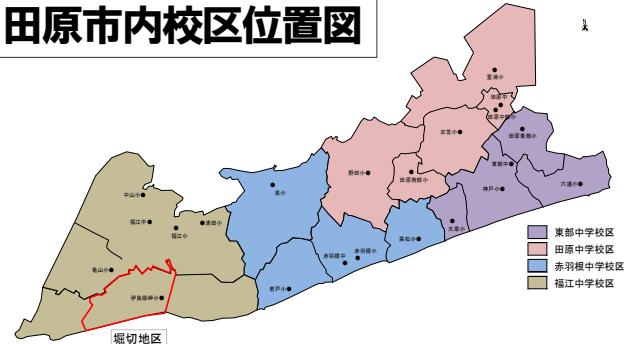
# 地区概要

## 第1項 地区の現状

### 【位置】

田原市の南西部に位置する堀切地区は、南は遠州灘に接し、白砂青松の海岸線が続いています。地区内の東部には渥美の森、西部には初立池公園が整備され、北部に広がる農地とあいまって緑あふれる環境を形成しています。主要な道路としては、国道42号が東西に、主要地方道豊橋渥美線と県道堀切中山線が南北に延びています。

田原市内校区位置図



### 【面積】

堀切地区の面積は、8.80km<sup>2</sup>と20コミュニティ協議会中8番目の広さとなっています。土地利用の状況は、渥美の森をはじめとする山林や海岸沿いの保安林が大きな割合を占め、次いで水田や畑などの農地、宅地と続いています。

### 【人口・世帯数】

堀切地区の人口は、令和3年12月31日現在で1,710人（男841人、女869人）となり、平成18年の計画策定時と比較して554人の減少となっています。人口のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は38.19%で、市全体の数値29.01%を上回っており、高齢化の進んだ地区となっています。また、14歳以下の占める割合は8.36%で市全体の数値12.20%を下回っており、若年人口の減少が懸念されています。農業が主産業である堀切地区にとって、若年人口を増やし後継者を確保することが、地域の継続性を維持するために一番の課題となっています。

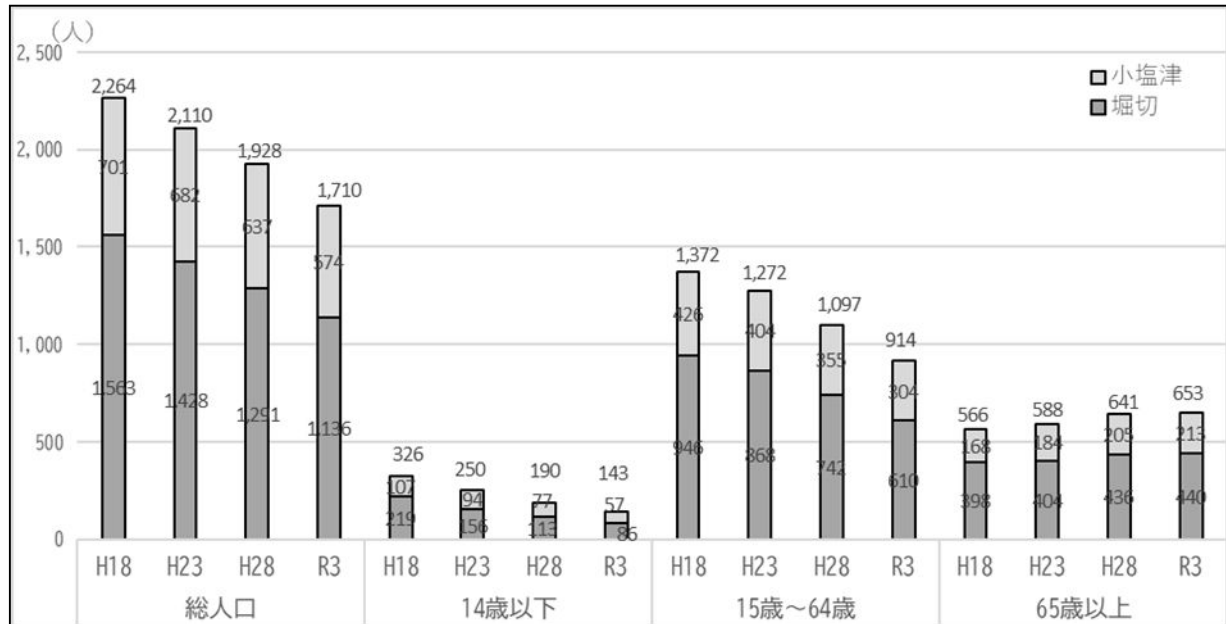
また、地区内には農業研修生など50世帯51名の外国人が生活しており、地域住民との相互理解、地域コミュニティへの融合など、多文化共生が必要となっています。

### ○人口の状況

(R3.12.31現在)

| 区分   | 総人口(人) |        |        | 14歳以下(人) |        |        | 15歳～64歳(人) |        |        | 65歳以上(人) |        |        |
|------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|------------|--------|--------|----------|--------|--------|
|      | 男      | 女      | 計      | 男        | 女      | 計      | 男          | 女      | 計      | 男        | 女      | 計      |
| 地区全体 | 841    | 869    | 1,710  | 80       | 63     | 143    | 466        | 448    | 914    | 295      | 358    | 653    |
|      | 49.18% | 50.82% |        | 9.51%    | 7.25%  | 8.36%  | 55.41%     | 51.55% | 53.45% | 35.08%   | 41.20% | 38.19% |
| 堀切   | 553    | 583    | 1,136  | 46       | 40     | 86     | 307        | 303    | 610    | 200      | 240    | 440    |
|      | 48.68% | 51.32% |        | 8.32%    | 6.86%  | 7.57%  | 55.52%     | 51.97% | 53.70% | 36.17%   | 41.17% | 38.73% |
| 小塩津  | 288    | 286    | 574    | 34       | 23     | 57     | 159        | 145    | 304    | 95       | 118    | 213    |
|      | 50.17% | 49.83% |        | 11.81%   | 8.04%  | 9.93%  | 55.21%     | 50.70% | 52.96% | 32.99%   | 41.26% | 37.11% |
| 田原市  | 30,367 | 29,715 | 60,082 | 3,790    | 3,537  | 7,327  | 18,665     | 16,656 | 35,321 | 7,912    | 9,522  | 17,434 |
|      | 50.54% | 49.46% |        | 12.48%   | 11.90% | 12.20% | 61.46%     | 56.05% | 58.79% | 26.05%   | 32.04% | 29.01% |

## ○人口の推移



世帯の状況は、令和3年12月31日現在で543世帯となっています。一世帯当たりの平均人数は3.17人で、市全体の平均2.68人を上回る数字となっています。

65歳以上のみで構成される世帯が校区全体で226人141世帯あり、常時の見守り活動や災害時の避難など、地区全体として配慮していく必要があります。

## ○高齢者世帯

(R4.3.31 現在)

|         | 堀切  |     | 小塩津 |    | 地区全体 |     |
|---------|-----|-----|-----|----|------|-----|
|         | 世帯数 | 人数  | 世帯数 | 人数 | 世帯数  | 人数  |
| 独居高齢者世帯 | 48  | 48  | 17  | 17 | 65   | 65  |
| 高齢者のみ世帯 | 55  | 117 | 21  | 44 | 76   | 161 |
| 計       | 103 | 165 | 38  | 61 | 141  | 226 |

## 【地区運営】

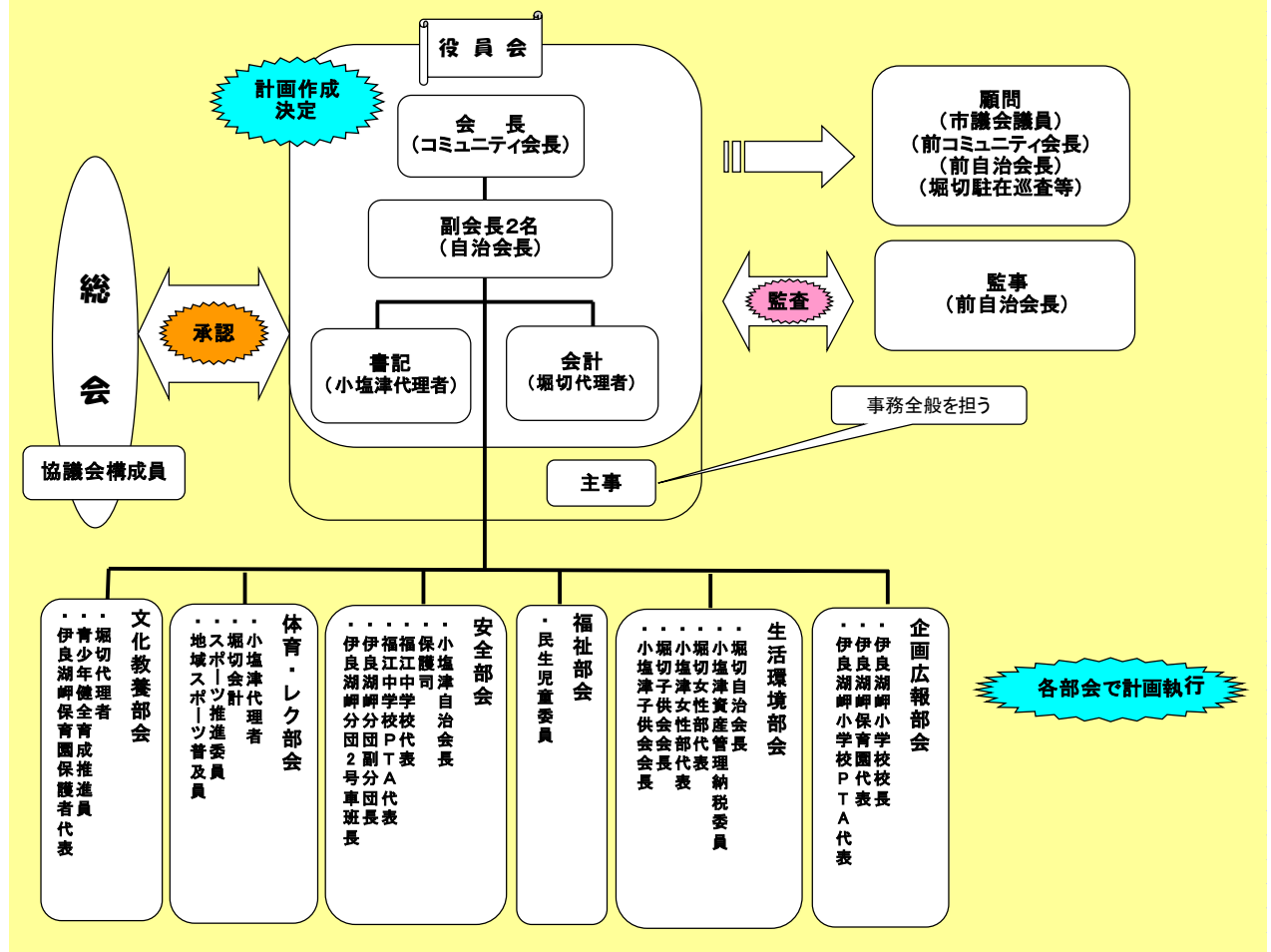
### 組織

堀切地区では、従来、自治会単位で運営してきましたが、平成17年10月の合併時から校区制を導入し、校区コミュニティ協議会を設立し、校区単位の運営を行うようになりました。

堀切地区コミュニティ協議会は、コミュニティ会長、両地域自治会役員、各種団体代表者などから選出された地区代表の委員で構成しています。役員会で企画された事業は、総会で承認された後、企画広報、体育・レク、生活環境、安全、文化教養、福祉の6つの専門部会で実施されています。

なお、平成28年4月に小学校が統廃合したため、組織名を校区から地区に変更しています。

# 堀切地区コミュニティ協議会構成図



## 行事

堀切地区では、以下に示すような行事を行っています。

| 月   | 行事                                                                                                |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月  | ウォーキング大会                                                                                          |
| 5月  | コミュニティ協議会総会                                                                                       |
| 6月  | 一斉清掃（田原を美しくする推進デー）                                                                                |
| 7月  | 堀切地区津波対策訓練<br>ソフトバレーボール大会（伊良湖地区、和地地区と合同）                                                          |
| 10月 | 市民館まつり                                                                                            |
| 11月 | 地区防災訓練<br>ハイキング大会<br>ソフトバレーボール大会                                                                  |
| 随時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民館だより発行</li> <li>市民館ホームページ等更新</li> <li>市民館講座開催</li> </ul> |

## 第2項 構成地域の現状

### ①地区構成地域の概況

堀切地区は、堀切地域、小塩津地域の2地域で構成されています。両地域ともに農村集落で旧来からの住民が多いため、地縁の結びつきの強い地域です。

#### 堀切地域

堀切地域は地区の西側に位置し、地域内には初立池公園などの公共施設や、ハマセンダン、ハマボウの野生地といった文化財が存在しています。そして、伊良湖フラワーパーク跡地は冬から春にかけては菜の花畑、夏はひまわり畑として利用されており、多くの観光客が訪れる場所となっています。

地域の活動として、清掃活動、まつり、防災訓練、県指定文化財ハマボウの野生地の下草刈などが実施されています。また、地域の有志がボランティアで緑化活動等の活動を行っています。

地域の財産については、地域有地等を保有しているため地縁団体を設立し管理に当たっています。

地域の課題としては、道路への歩道・照明灯の設置、排水路の整備など生活基盤の充実が挙げられます。また、地震による津波発生時に少しでも早く避難できるように、避難道等の早期整備が強く望まれています。



県指定文化財 ハマボウの野生地

#### 小塩津地域

小塩津地域は地区の東側に位置し、伊良湖岬小学校、伊良湖岬保育園、渥美運動公園、県の生活環境保全林整備事業として整備された“渥美の森”などの公共施設が存在しています。

地域の活動として、道役（沿道の草刈、水路さらい）まつり、防災訓練などが実施されています。

地域の財産については、地域有地等を保有しているため地縁団体を設立し管理に当たっています。

地域の課題としては、道路の舗装、歩道・照明灯の設置、排水路の整備など生活基盤の充実とともに、“渥美の森”の有効活用が挙げられます。また、伊良湖岬保育園周辺道路の交通量が増加しているため、関係道路の早期整備が強く望まれています。



渥美の森展望台

## 第3項 地区等のまちづくり経過等

### ①地区の歴史概要

堀切地区は、渥美半島先端の伊良湖岬から5キロメートルほど東に位置し、太平洋に面した表浜と呼ばれる片浜十三里の美しい砂浜が続く風光明媚な地区です。

渥美町史によると、堀切地区については、『堀切は、室町時代三代将軍足利義満のころまでは伊勢神宮領であったが、以後、公家領に移行し、戦国時代に至った。江戸時代は、天領（幕府直轄領）から寛永2年（1625）旗本清水氏の知行地となり、中山陣屋の支配下となった。しかし、寛永16年から17年の約1年間、清水家の断絶があり、同家再興のとき、西堀切村は清水家領に戻ったが、東堀切村は天領のままとされた。西堀切村は、明治まで清水氏の知行地として変わらなかったが、東堀切村は、鳥羽藩領、遠州相良藩領、幕府代官所支配と変転した。安政元年（1854）11月4日の大地震と津波で西堀切村233世帯のうち113世帯、東堀切村68世帯のうち17世帯の家が津波によって流されるという大被害を受けた。そのため、当時は現在の国道42号あたりに住んでいたが、100メートルほど北側の現在地に集団移転した。明治11年東西の村が合併し、堀切村に、明治22年堀切村・小塩津村・日出村・伊良湖村が合併し、伊良湖岬村に、翌年の明治23年堀切村と伊良湖村に分村、明治39年堀切村・伊良湖村・和地村が合併し伊良湖岬村に、昭和30年伊良湖岬村・泉村・福江町が合併し、渥美町となった。』とされています。その後、平成17年に渥美町が田原市と合併し、田原市となりました。（別記のとおり）

小塩津地区については、小塩津史に『持統6年（692）持統天皇が当地に行幸の際、この地を灘崎と呼び、磯岩が沖合いはるかに湾曲して入江となり、波も静かで風向もよく、伊勢地に渡る唯一のよき港町で戸数も300以上を数えたとある。日吉神社建立のとき村の名前も越津と改められたが、828年の大地震で越津の海岸は大陥没し、美しい磯岩や家並みも半分ほど海に沈んだため、住民は北へ逃れ移り住み、今の地名（小塩津）に変えたと伝えられている。江戸時代のはじめは、天領であったが、あとは旗本清水氏、天領、鳥羽藩領、天領、遠州相良藩領、上総大多喜藩領と旗本本多氏の二者、旗本諏訪氏と旗本本多氏と幕府の赤坂代官所の三者というめまぐるしい領主変遷をした。』と示されています。

堀切地区は、昭和20年頃までは半農半漁の生活を送っていました。戦前は養蚕が盛んでしたが、戦争が始まってからは生糸の値が暴落したため、養蚕は廃れました。そのため、桑畑を起こして芋主体の作付けに変わり、さらに戦後になると漁業も不振となり、昭和30年頃からは芋も斜陽となり園芸作物へと変わっていきました。

この地区の様相が一気に変貌したのは、豊川用水の通水（昭和43年）による農業の変革が大きくあげられます。近年は、電照菊をはじめメロン、トマト、鉢花、観葉植物などの施設園芸栽培の全国有数の産地となり、現在は、キャベツの生産も多くなっており専業農家率が高い地区となっています。

・別記 合併史

| 明治初年 | 明治       |         |         |         |         |         | 昭和<br>30.4.15 | 平成<br>17.10.1 |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------------|
|      | 11.12.28 | 17.8.1. | 22.10.1 | 23.11.7 | 30.2.22 | 39.7.16 |               |               |
| 和地村  |          | 越戸村     | 和地村     |         |         | 伊良湖岬村   | 渥美町           | 田原市           |
| 東堀切村 | 堀切村      |         | 伊良湖岬村   | 堀切村     |         |         |               |               |
| 西堀切村 |          |         |         |         |         |         |               |               |
| 小塩津村 |          |         |         | 伊良湖村    |         |         |               |               |
| 日出村  |          |         |         |         |         |         |               |               |
| 伊良湖村 |          |         |         |         |         |         |               |               |



## ②地区内の主な施設等

地区内に存在する施設、行われた公共事業、並びに大切な地区資源のうち、主要なものについての概要を以下に示します。

### ・初立池

豊川用水の最終調整池として、昭和 43 年に完成しました。土盛り式ゾーンタイプと呼ばれる本堤と副堤をもち、豊川用水東部幹線水路の末端へ伊良湖サイホンから導水する貯水量 160 万 $\text{m}^3$ のダム貯水池です。

初立池公園は、県の水環境整備事業として平成 12 年に完成しました。外周に桜のプロムナード、じゃぶじゃぶ池、せせらぎ水路、菖蒲園、親水デッキ、東屋などが整備されており、散策するのに最適な空間です。

平成 25 年から平成 27 年にかけて耐震補強工事が行われました。



### ・渥美の森

生活環境保全林整備事業として、愛知県が、昭和 61 年から 3 か年にわたり整備し、平成元年 4 月に開園しました。自然林との調和を図りつつ、四季折々の変化を楽しませてくれる樹木を多く取り入れ、自然観察、森林レクリエーションを楽しむ場として適しています。また、渥美運動公園に隣接しており、林間スポーツの拠点としても利用できます。

(区域面積 28.24ha)

### ・ハマボウ

アオイ科に属する落葉小喬木で西南暖地の海岸付近に自生しています。当時は、堀切町に自生しているものが分布の北限にあたるとして、昭和 30 年 7 月 1 日愛知県指定天然記念物に指定されました。初夏から 8 月にかけてムクゲに似た鮮やかな花を咲かせ、開花時期には、多くの観光客が見学に訪れています。

### ・ハマセンダン

ミカン科の樹木で、国外では台湾、フィリピン等に分布し、国内では九州、四国、本州にかけての海岸近くに分布しています。南方系の高木で、樹の高さは 20m に達します。

堀切小学校跡地にあるハマセンダンは、幹囲 3.1m、樹高 10m、樹齢およそ 500 年、平成 5 年 3 月 4 日田原市指定天然記念物に指定されています。また、愛知県内で唯一のものもあり、きわめて貴重な存在です。平成 8 年には樹勢回復作業が行われています。



## ・堀切市民館

旧堀切集落センターは、昭和 56 年農村地区農業構造改善事業として、建設されました。

平成 17 年 10 月 1 日渥美町が田原市と合併したため、堀切地区の市民館となっています。

鉄筋コンクリート 2 階建

延床面積 656.66 m<sup>2</sup>

総事業費 1 億 2,639 万 9 千円

平成 20 年には、改修工事が行われエレベーターやスロープなども設置され、バリアフリー化されています。



## ・小塩津集落センター

昭和 53 年、地区再編農業構造改善事業として農協主体で建設されました。事業費は国県町の補助金と小塩津の地元負担金（中電の地区協力金で対応）でまかなわれました。その後、渥美町が田原市と合併したことを契機に愛知みなみ農協から小塩津自治会に贈与されました。

鉄筋コンクリート 2 階建

延床面積 467 m<sup>2</sup>

総事業費 6,725 万円



## ・岬中部集落排水処理場

堀切、小塩津、一色地域のし尿、生活雑排水等の汚水进行处理し、生活環境の改善を図るため、平成 14 年度から工事が始められ、平成 19 年度に供用開始されました。

処理対象人員 2,780 人

処理施設面積 2,296 m<sup>2</sup>、建物 292 m<sup>2</sup>

総事業費 18 億 1,400 万円



## ・伊良湖岬保育園

旧渥美町が平成 16 年度に作成した保育所統合計画に基づき、平成 17 年度伊良湖保育園、小塩津保育園を廃止（休園）し、堀切保育園へ統合、平成 19 年 4 月堀切保育園と和地保育園を統合し、伊良湖岬地区 1 園として開園しました。

RC 平屋建、延べ床面積 1,785.88 m<sup>2</sup>、定員 150 人

総事業費 3 億 9,720 万円

子育て支援センターを併設。





## ・ほりきり広場（避難マウンド）

地震が発生した際の津波避難対策として、一時避難所となる津波避難マウンドを整備しました。名称である「ほりきり広場」は、堀切地区コミュニティ協議会が地域住民から募集し、決定したものが採用されています。

平成 30 年 10 月 1 日 堀切小学校跡地に完成  
標高 15.1m 面積 850 m<sup>2</sup>  
事業費 約 7 億 8 千万円

おもな設備

災害用トイレ 8 基・収納ベンチ 2 基  
太陽光照明灯 11 基・公衆用トイレ

令和 2 年度

桜植樹



## ・伊良湖岬小学校（旧伊良湖岬中学校跡地）

平成 27 年度 和地・堀切・伊良湖の  
3 小学校が統合し開校  
平成 31 年度 伊良湖岬中学校、福江中学校  
に統合  
令和 3 年度 伊良湖岬中学校跡地に  
伊良湖岬小学校新校舎完成  
鉄骨造 2 階建て校舎  
(延床面 3,030.06 m<sup>2</sup>)  
鉄骨造体育館  
(延床面 984.96 m<sup>2</sup>)  
総事業費  
16 億 4,773 万円



## ・伊良湖菜の花ガーデン

平成 17 年 3 月に閉園した伊良湖フラワーパーク跡地は、現在広大な敷地を活かし冬から春にかけては菜の花畑、夏はひまわり畑として利用されています。毎年 1 月～3 月に開催される菜の花まつりの会場となっており、開催期間中には多くの観光客が訪れるようになりました。近年は田原市の観光名所として欠かせないものとなっています。



## ・圃場整備事業(堀切地域)

|       |                   |             |                  |
|-------|-------------------|-------------|------------------|
| 堀切工区  | 昭和 41 年度          | 総面積 84.7ha  | 総事業費 2,344 万円    |
| 左夕原工区 | 昭和 42 年度          | 総面積 34 ha   | 総事業費 1,900 万円    |
| 西原工区  | 昭和 42 年度          | 総面積 15.6 ha | 総事業費 905 万円      |
| 堀切地区  | 昭和 52 年度～昭和 58 年度 | 総面積 131.1ha | 総事業費 17 億 610 万円 |

## ・圃場整備事業(小塩津地域)

|             |             |                 |
|-------------|-------------|-----------------|
| 昭和 43・44 年度 | 総面積 51.2 ha | 総事業費 2,145 万円   |
| 昭和 54・55 年度 | 総面積 17.9 ha | 総事業費 1 億 358 万円 |

## 第2章

## 現況・課題等

### 第1項 地区課題・長所・資源

地区課題・長所・資源に関し、当初計画の記載内容に地区コミュニティ協議会役員等の意見を加えて修正しました（平成18年6月実施のアンケート調査の結果は、その後の状況変化がないため、そのまま引用しています。）。

#### 1 地区の概況

##### ①地区の暮らしやすさ

当地区の大きな特徴としては、農業農村地域に位置するということです。農業経営中心の方にとっては、生活の根拠となる温室、畑が近くて暮らしやすいという意見がある反面、農業以外の方は、病院・商店が少なく生活の利便性が低いところに住みにくさを感じておられます。

しかし、「自然の豊かさ」、「昔からある地域の結びつきの強さ」など、当地区には暮らしていく中で、都会には無い良い要素が多くあります。

##### ②人の結びつき

「農村地区で伝わる「お日待（ひまち）」、「庚申（こうしん）」など、昔から伝わる「コミュニティ」行事が多い地区です。その影響で、小さな単位での個々の結びつきは強い反面、コミュニティ協議会などの大きな組織体系での結びつきは若干脆弱な部分があります。また、近年、昔から伝わる行事も廃止される傾向にあり、地区の結びつきを維持するための工夫が求められます。

##### ③今後重視すべきこと

第一次計画でも「災害への対応」が重視すべきこととしてあげられていましたが、「東日本大震災」での津波被害発生以降、その傾向がさらに高まっています。特に、堀切地区は低地のため津波リスクが高く、将来懸念されている南海トラフ地震への対応強化に迫られている状況です。

#### 2 地区活動の状況

地区活動への参加状況としては、神社等のまつり、防災訓練などの参加率は高い状況です。また、市民館まつりも年々充実し、参加者が増加傾向でしたが、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、令和2年度からは縮小開催となっています。感染防止対策を講じながら市民館まつりをはじめとする地区活動の新しい形を模索しています。

沿道花壇の管理などのボランティア的な活動への参加率は依然低い状況です。さらに、就業構造の変化から若者の定着率が低くなり、青年団が解散した影響で、以前は参加率の高かった「盆踊り」については休止状態になっています。

今後、堀切小学校跡地に造られた津波避難マウンドを利用し、住民意識の高い防災訓練を行いながら、ボランティア活動も充実していくなど新たな活動を模索していく必要があります。

自治会活動については、役員の成り手が少なく負担が重くなっています。連絡、広報等にデジタルツール等を活用することで、自治会活動の利便性の向上、負担軽減を図る必要があります。

**課題**

神社のまつり、避難訓練の参加数が多いが続けるのが大変である

自宅周辺の草刈、ゴミ拾い、庭木や生垣の手入れをする人も多いが何もしない人がいる

地区役員、消防団への参加が多いが、その他地区貢献活動(スポーツ指導、高齢者の生活支援、自主的な防犯活動)が少ない

新型コロナウイルス等の感染防止対策を考慮した地域活動の検討

自治会活動の利便性向上のため、デジタルツール活用の推進を検討する必要がある

**3 生活環境の状況****①生活・自然環境の状況**

生活環境については、基本的な部分は整備されているものの、ハエや蚊などの害虫、ハクビシン等の害獣に悩まされている部分があります。これら害虫・害獣対策として、草刈、農地保全などがありますが、地区エリアが広く、地区活動のみでは難しい部分があります。加えて、地区内で不法投棄が発見され、捨てられないための環境整備が求められています。また、近年問題になってきたのは、空家の問題です。空家の発生は、地区環境の悪化にも繋がり、さらに防災上の問題にもなっています。同時に高齢者が日用品を購入できる店が少なくなっています。

自然環境に関しては、渥美の森や初立池、ハマボウの自生地、片浜十三里と呼ばれる海岸など、他に誇ることができる資源を有しています。またここ数年、地区のさまざまな場所に植えられたアジサイが大きく育ち注目が集まりつつあります。近年は、ウォーキング等で自然環境を利用する活動が図られてきました。今後もこの自然環境を維持しながら、地区の活性化が図れる利用方法を模索していく必要があります。

自然環境に関する事で近年問題になってきたのは、ソーラーパネル設置問題です。自然エネルギー利用は否定されるものではありませんが、自然環境との調和は非常に重要な問題となっています。設置にあたって、ルールの特明確化も含め検討が必要だと考えられます。

**課題**

一部のマナーの悪い来訪者等によるごみのポイ捨て、不法投棄などで迷惑を受けている

海岸侵食によって砂浜が減少しているが、対策がされていない

ハマボウの野生地は保全されているが、PRが不足している

一部の道路が整備されていない

空き家が多い

ソーラーパネル設置が多くなり不安

高齢者が日用品を購入できる店が少なくなっている



## ②道路・河川の状況

当地区は半島の先端付近に位置し、中心市街地や高速道路への移動に時間がかかるため、主要道路の未整備に対して多くの課題があります。特に、当地区は田原市の施設園芸地区の一角をなしており、農産物の円滑な輸送は地区経済活性化にも直接繋がる問題です。また、伊良湖岬などの観光地への通過点にもなっており、観光シーズンには主要道路が渋滞し、地区生活に影響を及ぼすこともあります。

集落内道路については、未舗装部分の存在、雑草生い茂るなど管理しきれない道路の存在が課題となっています。さらに、見通しの悪い箇所、歩道や街路灯の未整備等、安全に関する問題も依然残っています。

また、堀切小学校廃校に続いて伊良湖岬小学校の小塩津地域への移転、伊良湖岬中学校の福江中学校への統合が完了しました。それに伴い、地区の通学路の安全性の向上を図っていく必要があります。

河川に関しては、当地区には大きな河川は存在しませんが、集落内には排水の悪い箇所もあり、大雨には水があふれてしまう箇所も存在します。また、堀切地区の水は第5排水機場に集中しますが、台風時に排水機場排水口に砂が堆積し、排水に支障をきたすこともあります。

海岸保安林については、愛知県による再整備で改善されましたが、津波等のリスクを考慮し、「防潮堤」のより一層の強化が望まれるところです。

### 課題

国道 42 号は歩道がない箇所が多いため危険。高速道路へのアクセス道がないため交通の便が悪い

市の幹線道路は歩道の未整備や暗がりが多く安全面で問題がある

集落内道路は狭く街路灯が少なく暗い

その他の地区内道路は舗装されていない所や雑草が生い茂っているところがある

河川・水路などは排水が悪い所や水路が未整備である

その他排水は未整備な所や国道下の排水路が狭い所がある

### ③施設等の状況

当地区には、市民館および市が管理する渥美運動公園、初立池公園、渥美の森など他地区からの利用が多い施設があります。これら施設もここ数年で整備が進められ、利用しやすいものとなってきました。今後は地区として、これら施設を有効利用していく必要があります。

さらに、平成30年には堀切小学校跡地に「ほりきり広場（避難マウンド）」が整備されました。今後も、津波の際の最善な活用方法を検討し続ける必要がありますが、ほりきり広場（避難グラウンド）を避難目的のみの利用に留めず、地区活性化のための一つの施設として位置づけ、高齢者等の住民が憩い親しみを持てるように、有効利用策を考えていく必要があります。

#### 課題

子どもが安全に遊ぶことができる施設がない

行政無線や集落放送が聞き取りにくい

渥美の森の整備が十分でない

### ④地区産業の現状

当地区の主要産業は施設園芸を中心とした農業です。施設園芸では、日本トップクラスの産地の一角を成しているともいえる地区で、農業基盤整備も進んでいる地区です。

農業を取り巻く問題・課題は多々ありますが、特に問題となっているのは後継者不足問題です。当地区を維持していくためには、この問題は切っても切り離せない重要事項です。地区としては、若者が住みやすい環境の整備、さらに夢を抱ける農業になるよう後押ししていく必要があります。

#### 課題

後継者不足による離農のため耕作放棄地が増加している

後継者の配偶者問題

農業用水の水不足への対策が十分でない

重油の高騰による経費の増や、需要の変化により、農業経営が不安になる

営農指導、施設投資の補助金、農産物のPR等、行政のバックアップが不十分

## ⑤津波に関する住民の不安

地区の概況③の「今後重視すべきこと」で記載しましたが、当地区の最大の課題は津波対策です。「東日本大震災」以降、住民の不安は一気に高まり、現在はいつ発生してもおかしくはない「南海トラフ地震」に強い不安を抱いています。

津波対策として一番重要なのは「命」を守ることです。地区としては、このことを最優先で取り組んでおりますが、さらに対策を充実させていく必要があります。

### 課題

ほりきり広場(避難マウンド)の活用

避難施設(道路)の整備

避難所及び備蓄品の充実、および円滑な避難所運営

高齢者、要配慮者等の避難支援

防潮堤の整備



## 第2項 土地利用計画・整備計画

### ①土地利用上の法規制

土地の利用に関しては、都市計画法、森林法など、様々な法律による規制が存在します。また、風力発電施設や太陽光発電施設の設置に関するガイドラインが市独自で定められています。市や地区の計画を策定・実行していく際には、これらの関係法令等を念頭において調整を行っていく必要があります。

#### ・都市計画区域（都市計画法・建築基準法）

田原市は全域が都市計画法に定める「都市計画区域」に指定されています。その中で、堀切地区は市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に指定され、建物や工作物の建設、土地の区画・形質変更には制限がかけられています。

#### ・農業振興地域（農振法）

田原市は市街化調整区域のうち、大規模な山林等を除く大部分が「農業振興地域」に指定されています。農業振興地域では、農業振興地区整備計画で指定された用途以外への転用が制限されます。中でも、農用地区域は優良農地とされており、原則として、農業の振興に寄与する農道や用・排水路などの農業用施設以外への転用は厳しく制限されます。堀切地区の農地は大部分が「農用地区域」に指定されています。

#### ・地区森林計画対象民有林（森林法）

田原市内の森林は、大部分が「地区森林計画対象民有林」に指定されており、1ha以上の林地を開発する場合には許可が必要となります。また、1ha未満の立木の伐採でも事前の届出が必要となります。堀切地区においても、初立池南の城山などがこれに該当します。

また、表浜沿い一帯と渥美の森が保安林に指定され、立木の伐採や土地の形状変更などの行為は原則として禁止されています。

#### ・三河湾国定公園・渥美半島県立自然公園（自然公園法など）

田原市は、ほとんどの市街化調整区域が三河湾国定公園または渥美半島県立自然公園の区域に指定されています。公園区域では、自然環境や景観の保全のため、土地の形状変更や構築物の建築など一定の行為が規制されています。堀切地区においては、表浜沿いの海岸線が「三河湾国定公園の第2種特別地区」に、初立池南の城山が「三河湾国定公園の第3種特別地区」に指定され、構築物の建築など、一定の行為をしようとする場合には事前に許可を得ることが必要となります。地区内のその他の土地は「渥美半島県立自然公園の普通地区」に指定され、一定の行為をしようとする場合は事前の届出が必要となる場合があります。

#### ・田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン（平成28年4月1日改正）

田原市では、市域において風力発電施設及び建設に伴う送電線等の付帯設備の建設等の行う事業者が遵守すべき事項や調査手順を明らかにすることにより、生活環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図っています。

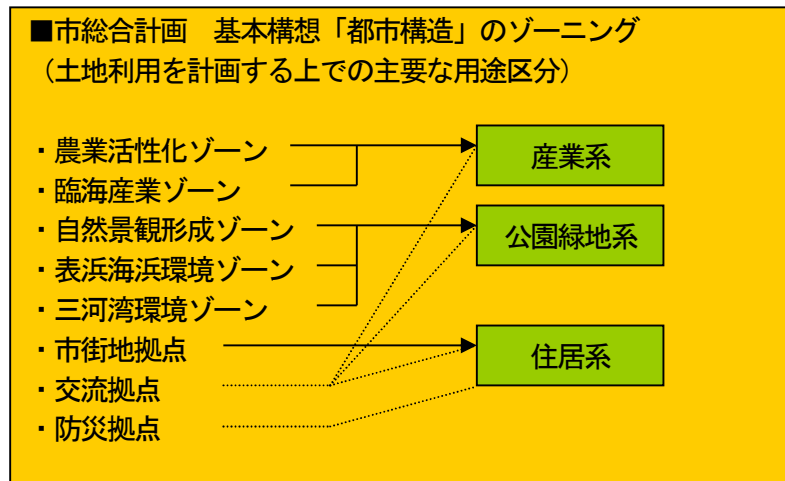


## ・ 田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（令和２年４月１日改正）

田原市は、豊かな自然環境や美しい景観の保全と急速に普及が進む太陽光発電施設事業との調和を図り、潤いのある豊かな地区社会の発展に寄与するとともに設置区域及びその周辺の地区における災害を防止することを目的としてガイドラインを定めています。堀切地区内においても「山の景観エリア」及び「海の景観エリア」並びに「沿道景観軸（国号４２号のうち道路協境界から２０ｍの区域）に該当する区域があります。

### ②市の土地利用計画

市の最上位計画である「改定版第１次田原市総合計画」では、市の将来都市像を“うるおいと活力のあるガーデンシティ”と定めています。将来都市像の実現を目指し、各種法令による規制、国や県の広域計画、地区の自然環境や地理的条件・都市基盤の集積や土地利用の状況などを総合的に考慮して「特徴的なゾーン」と「拠点」を位置づけています。堀切地区は「農業活性化ゾーン」「自然景観形成ゾーン」「表浜海浜環境ゾーン」としてゾーニングされ、生活基盤と自然環境のバランスを取りながら土地利用を図っていくこととしています。



### ③公共事業等の計画

今後４年間に、堀切地区内において実施が想定されている公共事業のうち主なものを掲載します。なお、計画は今後の財政状況や事業の進捗などにより追加や取りやめになる場合があります。

| 分野     | 施策      | 区分      | 該当施設等      |
|--------|---------|---------|------------|
| 総合戦略   | 防災体制の充実 | 防災施設    | 防災無線の更新    |
|        | 安心対策の推進 | バリアフリー化 | 渥美運動公園施設改修 |
| コミュニティ | 交通安全の推進 | 交通安全施設  | 道路照明灯の設置   |
| 産業経済   | 農業の振興   | 農業基盤    | 排水機等の施設整備  |
| 都市環境   | 交通基盤の整備 | 幹線道路整備  | 市道宮前右善坊下線  |



## まちづくり現況図登載箇所一覧表

| 番号 | 名称                                | 番号 | 名称                                  |
|----|-----------------------------------|----|-------------------------------------|
| 1  | 古墳<br>(持統天皇に関する古墳)                | 2  | おもいで之地碑<br>(太平洋戦争時の出征送迎地)           |
| 3  | 神明社<br>(東の村社)                     | 4  | 大通寺<br>(東の菩提寺)                      |
| 5  | ハマセンダン<br>(田原市指定天然記念物)            | 6  | ほりきり広場(避難マウンド)<br>(旧堀切小学校跡地)        |
| 7  | 堀切市民館                             | 8  | ハマボウの野生地<br>(県指定文化財)                |
| 9  | 旧堀切保育園<br>(施設の有効活用が課題)            | 10 | 堀切運動公園<br>(遊具の老朽化で危険)               |
| 11 | 常光寺<br>(応仁2年開山 曹洞宗高位の寺)           | 12 | 寅之神社                                |
| 13 | 鯛塚<br>(大正時代の魚の供養碑)                | 14 | 浜川放水路<br>(生活排水の放水路 すぐ詰まる)           |
| 15 | 西の祠<br>(摩利子天を祀っている)               | 16 | いしのぼた<br>(岩山)                       |
| 17 | 伊良湖菜の花ガーデン                        | 18 | ためき岩<br>(常光寺の中腹)                    |
| 19 | 初立池公園                             | 20 | 初立池                                 |
| 21 | 東大寺瓦焼跡<br>(鎌倉時代に東大寺補修用の瓦を焼いた跡)    | 22 | 県道堀切・中山線から入った市道<br>(未舗装のため降雨時に土砂流出) |
| 23 | 海岸侵食<br>(砂浜が狭くなってきている)            | 24 | 地方道豊橋・渥美線<br>(歩道の設置・照明灯の設置が必要)      |
| 25 | 和名池線<br>(見通しが悪く危険)                | 26 | 県道堀切中山線<br>(急に道が狭くなりカーブも多く危険)       |
| 27 | 集落排水処理場                           | 28 | 里瀬古の国道下排水路<br>(排水路が狭い)              |
| 29 | 国道(通学路)<br>(ガードレールが必要、事故多発地点あり)   | 30 | 教会跡                                 |
| 31 | 小塩津集落センター                         | 32 | 伊良湖岬保育園                             |
| 33 | 伊良湖岬保育園付近道路<br>(園児送迎のため交通量が増加し危険) | 34 | 子供会広場                               |
| 35 | 川合伊左衛門、久衛門の碑                      | 36 | 正福寺                                 |
| 37 | 耕地整理の碑                            | 38 | 日吉神社                                |
| 39 | 伊良湖岬小学校<br>(令和3年9月から新校舎の利用開始)     | 40 | 右善坊山大権現                             |
| 41 | 渥美運動公園                            | 42 | 渥美の森                                |
| 43 | 小塩津池                              | 44 | 農道<br>(地区内唯一舗装されていない)               |
| 45 | 小塩津放水路<br>(カーブのため降雨時に雨水があふれる)     | 46 | ぼた、防潮堤の整備                           |
| 47 | 渥美運動公園への避難道整備<br>(地域からの避難時間短縮)    | 48 | 伊良湖岬小学校への通学路<br>(道幅が狭く見通しが悪いため危険)   |
| 49 | 伊良湖岬分団2号車詰所                       | 50 | アジサイ<br>(地区各所にあるアジサイポイント)           |



まちづくり現況図の一部を写真で紹介します。

史跡等大切なところ



番号 19 初立池公園  
(桜の頃 ウォーキング大会風景)



番号 42 渥美の森  
(ハイキング大会風景)



番号 46 ぼた (昔の漁師が魚の群れを見張る  
ための小高い丘 高波から陸を守る役目もする。)



番号 50 アジサイ  
(地区内各所)

危険箇所・問題箇所



番号 14 浜川放水路  
(生活排水の放水路 すぐ詰まる)



番号 23 海岸浸食  
(砂浜が狭くなってきている)





番号 24 主要地方道豊橋渥美線  
(通学路でもあり、歩道・照明灯の設置必要)



番号 26 県道堀切中山線  
(急に道が狭くなりカーブも多く危険)



番号 29 国道 42 号 (通学路)  
(事故も多いため歩道が必要、横断歩道の場所の再考も必要)



番号 45 小塩津放水路  
(降雨時路肩に雨水が溜まるため危険)



番号 47 渥美運動公園への避難道整備



番号 48 伊良湖岬小学校への通学路  
(道幅が狭く見通しが悪いため危険)



## 第3章

## 将来像等

### 第1項 地区コミュニティ活動の必要性

第1次計画策定から16年経過し、その間にも大きな社会的変化がありました。当地区の主要産業である農業の低迷、進む少子高齢化、津波問題などは住民意識や人と人とのつながりにも変化を生じさせ、地区における様々な問題解決を今まで以上に困難にしています。

地区コミュニティ活動の必要性は第1次計画時と同様です。まず、隣近所による「共助」、なかでも地区コミュニティによる助け合い活動（地区性に応じた効果的な活動展開）に大きな期待が寄せられ、行政はその活動を支援し、地区コミュニティでは対処できないことに取り組むという仕組みとなっています。

### 第2項 地区の将来像

堀切地区の10年後の目標とする将来像を以下のとおり決めました。



## 第3項 まちづくりの方針

今後の地区づくりに求められる項目を4つの分野に整理して、次のとおり方針・目標を定めました。この4つの方針・目標により地区の将来像実現を目指すこととします。

### 1. 津波対策で安心・安全な地区づくり

堀切地区、特に堀切地域は、今から150年ほど昔の江戸末期の頃、安政の大津波により、潮除け堤防が決壊し、当時の西堀切村233世帯のうち113世帯、東堀切村68世帯のうち17世帯の家が流され死者8人、負傷者60人のほか地引網の道具や船も流されるなどの、多大な被害を受けました。当時は、現在の国道42号沿いに住んでいましたが、津波で家が流されたため、国道から100メートル程北側に当たる現在地に集団移転したという記録があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を遥かに超える大津波により多くの尊い命が失われました。

東日本大震災を契機に、堀切小学校跡地にほりきり広場（避難マウンド）が整備され、緊急の一時避難場所になっています。また、堀切地区では一時避難場所を、これまでの東地区旧堀切小学校・西地区常光寺から、東地区渥美運動公園・西地区寅之神社に変更し、「地震・津波だ！・すぐ逃げろ！！」を合言葉に大きな地震がきたらすぐに高台に避難する意識を持つとともに、避難経路を整備し、安心・安全で快適な住みよい地区にするため、「自分の身は自分で、自分たちの地区は自分たちで守る」ことを基本に、住民の自治意識、連帯意識を高める活動、地区防災力の向上や防災施設などの整備を計画的に策定していきます。



### 2. 風光明媚な自然を守り住民が交流できる地区づくり

堀切地区は、白砂青松の表浜海岸、渥美の森、初立池といった海と山の素晴らしい自然に恵まれています。

表浜海岸の砂浜は、ウミガメの産卵場所として十分とは言えず、産卵してもその卵を移動しないと波で流されてしまう状況にあります。また、海岸の保安林は、松くい虫の被害により松枯れが多く見られ、寂しい有様となっています。生活環境保全のための「ぼた」との関係もありますが、その対策を検討していきます。

地区内のこの貴重な財産を次代に引き継ぐとともに有効に活用し、地区民が交流できるような地区づくりを目指します。

さらに、地区のさまざまな場所に植えられた「アジサイ」をはじめとする花卉を有効利用し、地区民はもちろんのこと地区外からの交流も図り、地域経済の発展にも繋げていきます。



### 3. 環境整備で住みやすい地区づくり

堀切地区は、自然に恵まれ暮らしやすい地区ですが、一方、半島の先端で交通の便が悪く歩道もない状況です。集落内道路も狭く暗いところも多くなっています。また、汚水は農業集落排水が平成19年4月から供用開始されましたが、雨水の排水の悪いところも多く、農家が多いためか悪臭が漂う時期もあります。さらに、道路や家の周りの庭木や生垣の手入れも十分でないところもあります。このような状況を少しでも改善して、住みやすい地区にするため、地区の皆さんの力で出来ることは実施していく事業を計画していきます。



### 4. 人づくりで住みたくなる地区づくり

「まちづくりは人づくり」といわれています。自分たちの地区は、自分たちでよくするためにリーダーとなって頑張ってもらえる人の育成が必要です。

堀切地区は、堀切地域、小塩津地域とも東西に長い地区で、それぞれ地域に気質の違いがあります。また、どちらかというとも男性中心で物事が決められる傾向もあります。そのため、みんなで楽しめる各種イベント事業などを通して、交流の機会や人と人との結びつきを深め、1つの地区としてまとまるように進めていきます。

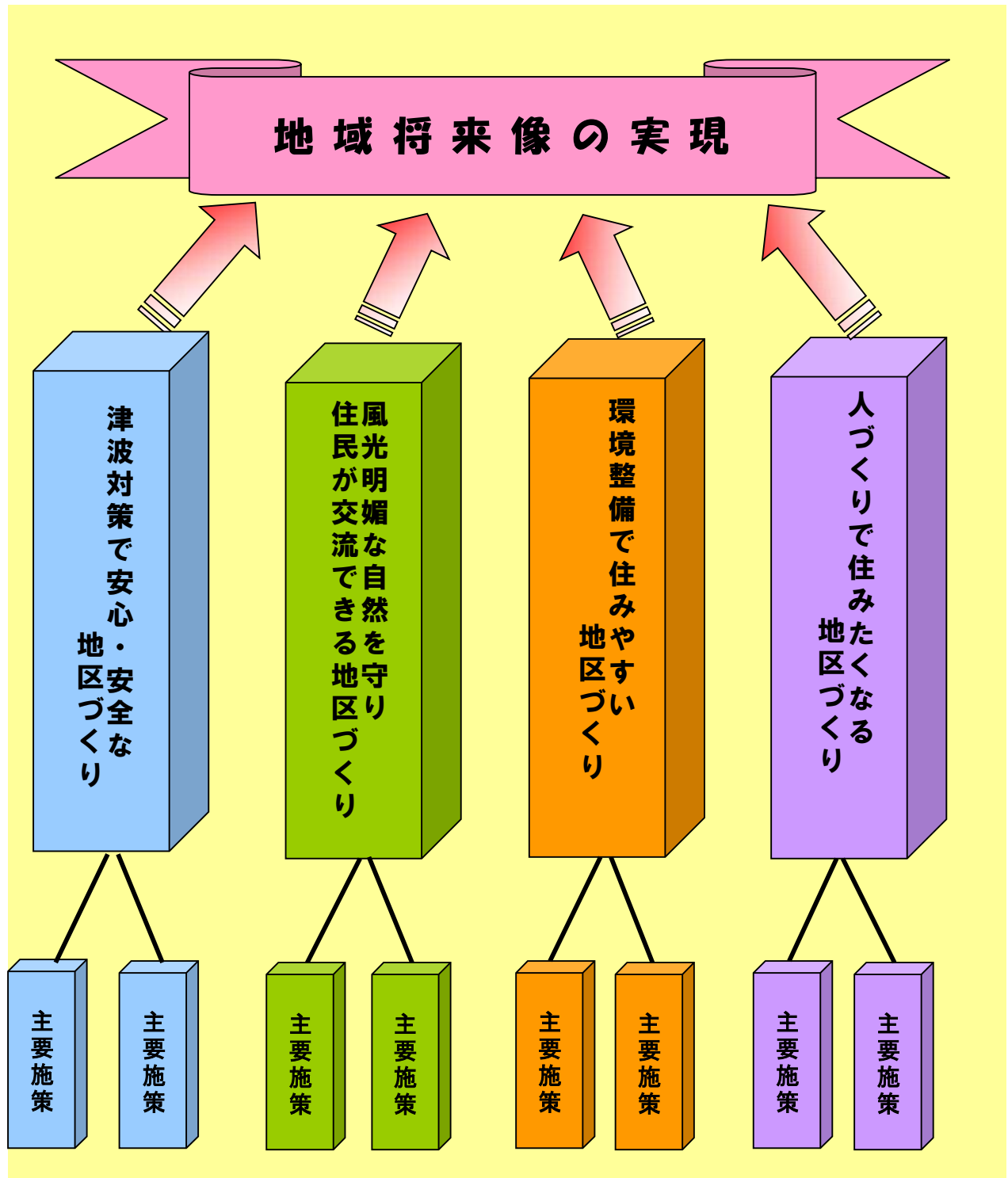


ソフトバレーボール大会



市民館教室

# 将来像・方針・主要施策の関係図





## 第4章

## 主要施策

### 第1項 施策の展開

将来像等を実現するための施策手順として、地区意識・連帯感づくりから具体的活動への展開を図ります。

また、まちづくり方針に掲げる施策実現においては、「目標・目的の共有化」「全員参加の活動体制」「各種団体の育成・人材の養成」に留意した取組が必要となります。

### 第2項 まちづくりの主要施策

地区の将来像を実現するため、まちづくりの方針に沿って地区が取り組んでいく主要施策をまとめました。

#### 1. 津波対策で安心・安全な地区づくり

発生が懸念される地震・津波対策に関する施策です。

| 番号  | 施策名              | 施策内容                                                      | 実施計画<br>担当部会        | 協働団体             |
|-----|------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------|------------------|
| 1-1 | 地区防災訓練           | 地区で定期的に防災訓練を開催し、様々な想定に基づいた訓練を行います。                        | 安全部会                | ・ 自主防災会<br>・ 消防団 |
| 1-2 | 防災意識啓発           | 市民館だより、ホームページなどで防災訓練や防災知識について紹介し、地区民の意識啓発を図ります。           | 企画広報部会              |                  |
| 1-3 | 避難路マップ作成         | 地震発生時の一時集合場所・地区避難場所の設定、安全な避難経路の設定などを行い、地区民に周知を図ります。       | 安全部会                | ・ 自主防災会<br>・ 消防団 |
| 1-4 | 防災資機材の備蓄         | 地区で年次計画を策定し、災害防止や避難生活時に必要な資器材を備蓄していきます。                   | 役員会<br>安全部会         |                  |
| 1-5 | 災害時要援護者の把握と対策の検討 | 独居老人、障害者などの災害時要援護者の存在を把握し、いざという時に的確な行動ができるように対策を検討していきます。 | 役員会<br>安全部会<br>福祉部会 | ・ 自主防災会<br>・ 消防団 |
| 1-6 | 防災マニュアルの作成       | 市のマニュアル等を参考にして、地区の実情にあった、きめ細やかなマニュアルを作成します。               | 安全部会                | ・ 自主防災会<br>・ 消防団 |

|     |            |                                                           |      |                |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------|------|----------------|
| 1-7 | 自主防災会の体制強化 | 災害直後の消火・救助活動、避難場所及び収容施設での生活、復興へ向けての取り組みなど、実効性のある体制を構築します。 | 安全部会 | ・自主防災会<br>・消防団 |
| 1-8 | 防潮堤等の整備の要望 | 防潮堤をはじめとする、津波対策の海岸整備を更に充実させるために県に要望を行っていく。                | 役員会  |                |

## 2. 風光明媚な自然を守り住民が交流できる地区づくり

渥美の森、初立池公園、白砂青松の海岸線などの恵まれた自然環境の保全とその活用に関する施策です。

| 番号  | 施策名            | 施策内容                                                                               | 実施計画<br>担当部会     | 協働団体                                 |
|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 2-1 | 環境資源保全         | 海岸のゴミ拾い、初立池・渥美の森の草刈やゴミ拾い、ハマボウ野生地の清掃、草刈を行います。                                       | 生活環境部会<br>文化教養部会 | ・子供会<br>・PTA                         |
| 2-2 | ハイキング・ウォーキング大会 | 初立池公園、渥美の森でハイキング・ウォーキング大会を実施し、地区民のふれあい交流や施設の利用促進を図ります。                             | 体育レク部会           | ・スポーツ推進員<br>・スポーツ普及員<br>・子供会<br>・PTA |
| 2-3 | ボランティア団体育成     | 環境美化・環境保護活動を行っている団体を市民館だよりなどで紹介することで、活動への理解や、参加者の増加を促します。                          | 企画広報部会           | ・活動団体<br>・NPO                        |
| 2-4 | 松枯れ防止対策        | 海岸線の保安林は、美しい景観を形成するのみでなく、塩害を防ぐ上でも重要な役割を担っており、松くい虫被害を防止するため市等に対し現状を報告し、対策を要望していきます。 | 役員会              |                                      |



### 3. 環境整備で住みやすい地区づくり

道路・排水路などの身近な生活基盤を整備し、安全・快適な地区づくりを目指す施策です。

| 番号  | 施策名                            | 施策内容                                                             | 実施計画<br>担当部会     | 協働団体             |
|-----|--------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 3-1 | 農村環境改善PR                       | 完熟堆肥の使用や散布時の早期すき込みなど、住みやすい環境に向けてみんなでできることを、市民館だより等でPRしていきます。     | 生活環境部会<br>企画広報部会 | ・農協              |
| 3-2 | 多面的機能発揮促進事業(旧:農地・水・環境保全向上対策事業) | 沿道の草刈、排水路の江ざらいなど、補助事業を活用し地区の環境を整備、維持管理していきます。                    | 生活環境部会           | ・土地改良区<br>・農業経営者 |
| 3-3 | 地区清掃活動                         | “3-2 多面的機能発揮促進事業”で対応できない箇所について沿道のゴミ拾い・草刈などの清掃活動を行います。            | 生活環境部会           |                  |
| 3-4 | 公共交通利用促進                       | 既存の路線バス存続にむけて、市民館だより等で路線バスの利用促進をPRしていきます。                        | 企画広報部会           |                  |
| 3-5 | 道路照明灯設置                        | 市の整備計画に加え、通学路を中心として道路照明灯の必要箇所を把握し、地区としても照明灯の設置を行っていきます。          | 役員会              |                  |
| 3-6 | 道路・排水路整備                       | 道路や排水路の未整備箇所等を把握し、優先順位を決定して市や県へ整備を要望していきます。                      | 役員会              |                  |
| 3-7 | 交通安全運動                         | 交通安全街頭指導、交通安全花束運動等を実施し、交通安全意識の向上に努めます。                           | 安全部会             | ・各種団体            |
| 3-8 | 環境美化                           | 自宅周辺の美化活動を奨励し、自宅、市民館等の施設、沿道などの花壇整備や管理を行います。                      | 生活環境部会           | ・自治会<br>・子供会     |
| 3-9 | 「アジサイの里」づくり                    | 地域のさまざまな場所に植えられた「アジサイ」の再整備を行い、それらを面としてとらえ、「アジサイの里」とし、地域活性化を図ります。 | 全部会              | 全組織              |



## 4. 人づくりで住みたくなる地区づくり

生涯学習、人材の発掘・育成、地区の一体感醸成など人づくりに関する施策です。

| 番号  | 施策名             | 施策内容                                                              | 実施計画<br>担当部会 | 協働団体                                 |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------|
| 4-1 | 市民館講座           | 市民館講座を開催し、地区民の生涯学習に関する要望にこたえとともに、交流増進を図ります。                       | 文化教養部会       |                                      |
| 4-2 | 市民館まつり          | 多くの地区民が参加できる市民館まつりを目指し、開催方法や項目の見直しを継続していきます。                      | 全部会          | ・スポーツ推進員<br>・スポーツ普及員<br>・子供会         |
| 4-3 | 地区指導者育成         | 子供会活動や各種スポーツの実施に際し、指導者となる人を発掘・養成していきます。                           | 体育レク部会       | ・スポーツ推進員<br>・スポーツ普及員<br>・子供会         |
| 4-4 | あいさつ運動          | 世代を超えて気軽にあいさつできる地区を目指し、あいさつ運動を推進していきます。                           | 全部会          |                                      |
| 4-5 | 自治会組織<br>の見直し   | 地区行事を見直しにより地区役員への負担の集中を改善するとともに、組織そのものも実情にあったものとなるように検討、改善していきます。 | 役員会          |                                      |
| 4-6 | スポーツ大会          | ソフトバレーボールをはじめ、世代を超えて参加できるニュースポーツなどの大会を開催し、地区民の健康と交流の増進を図ります。      | 体育レク部会       | ・スポーツ推進員<br>・スポーツ普及員<br>・子供会<br>・PTA |
| 4-7 | 青少年健全<br>育成活動   | 心豊かな子供たちを育てるため、家庭、学校、地区が一体となって安全で安心な地区づくりを推進します。                  | 文化教養部会       | ・子供会<br>・PTA                         |
| 4-8 | コミュニティ<br>活動のPR | 独居高齢者に対するゆうあい訪問などのふれあい活動を通して、独居高齢者の見守り、敬老活動を推進します。                | 福祉部会         |                                      |
| 4-9 | コミュニティ<br>活動のPR | 市民館だよりの発行、ホームページ運営を通して、コミュニティ活動情報の周知と参加の呼びかけを行います。                | 企画広報部会       |                                      |



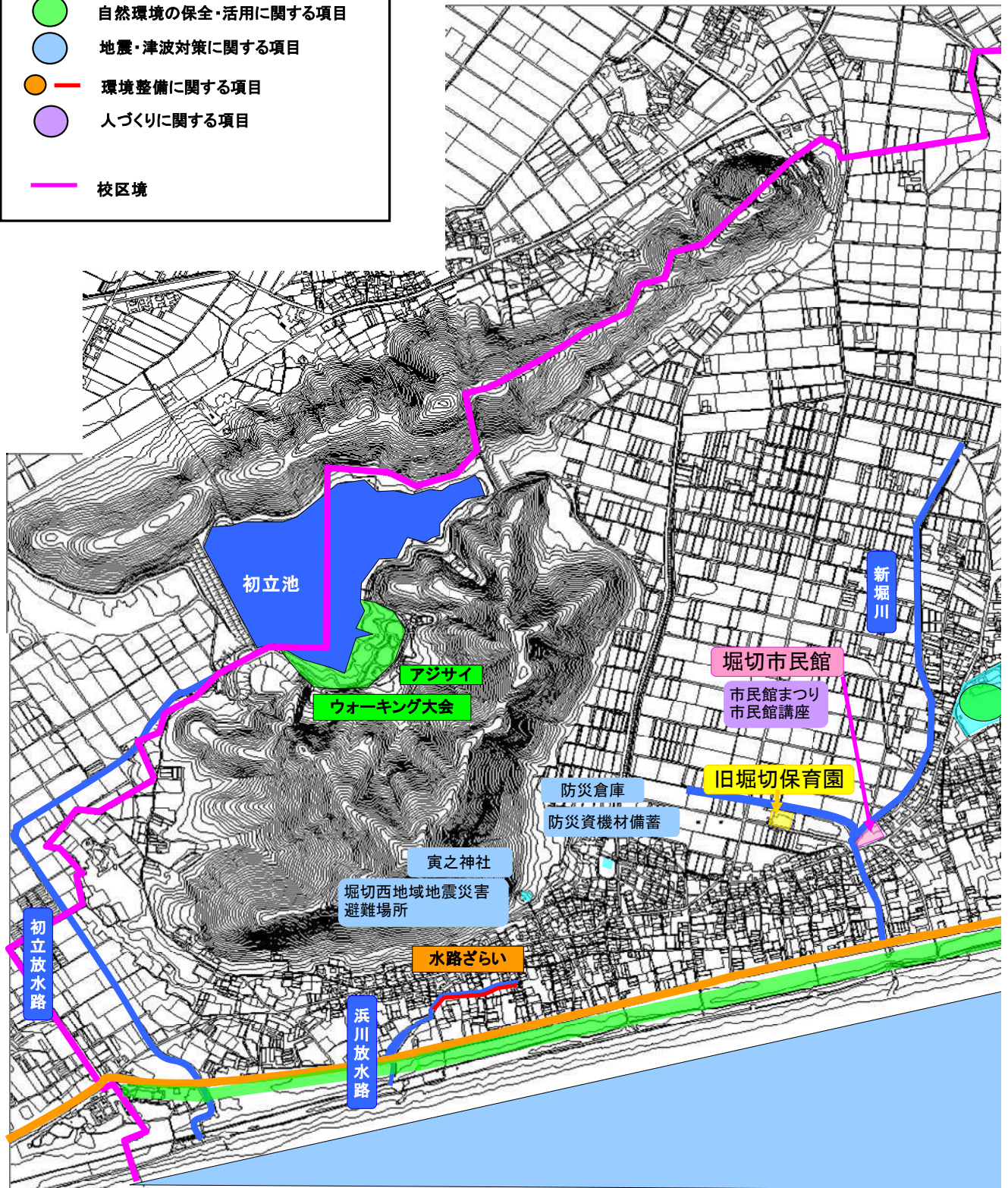
## 第3項 まちづくり計画図

## 堀切地区計画図



## 凡例

- 自然環境の保全・活用に関する項目
- 地震・津波対策に関する項目
- 環境整備に関する項目
- 人づくりに関する項目
- 校区境







## 第5章

## 推進体制

### 第1項 推進体制

本計画の推進は、既存の堀切地区コミュニティ協議会をもってこれにあたることとします。企画広報、体育レクリエーション、生活環境、安全、教育文化及び福祉の6つの専門部会において主要施策の実行計画を企画立案します。企画立案に際しては、主要施策に定められた項目の優先度、取り組みを開始する時期、具体的な実施方法について留意しながら行います。

立案された実行計画は、地区コミュニティ協議会の総会において承認を得た後、各専門部会を中心として堀切・小塩津両自治会、自主防災会、子供会などの各種団体、行政機関と協働して実施します。

#### ① 進行管理

- この計画を実現するため、地区コミュニティ協議会（役員会等）が中心となって、主要施策等の進捗状況を確認し、各施策の主体となる住民、地区自治会、地区コミュニティ協議会、各種地区団体、行政等の事業実施を促します。

#### ② 計画の周知

- 計画書（報告書・概要版）などを作成し、地区内の住民・各種団体等に計画内容を周知します。
- 地区コミュニティ協議会の役員は、ほとんどが年度交替するため、毎年度総会において計画概要を紹介することで、地区課題・目標・施策等の共通認識を形成します。

#### ③ 実施の推進

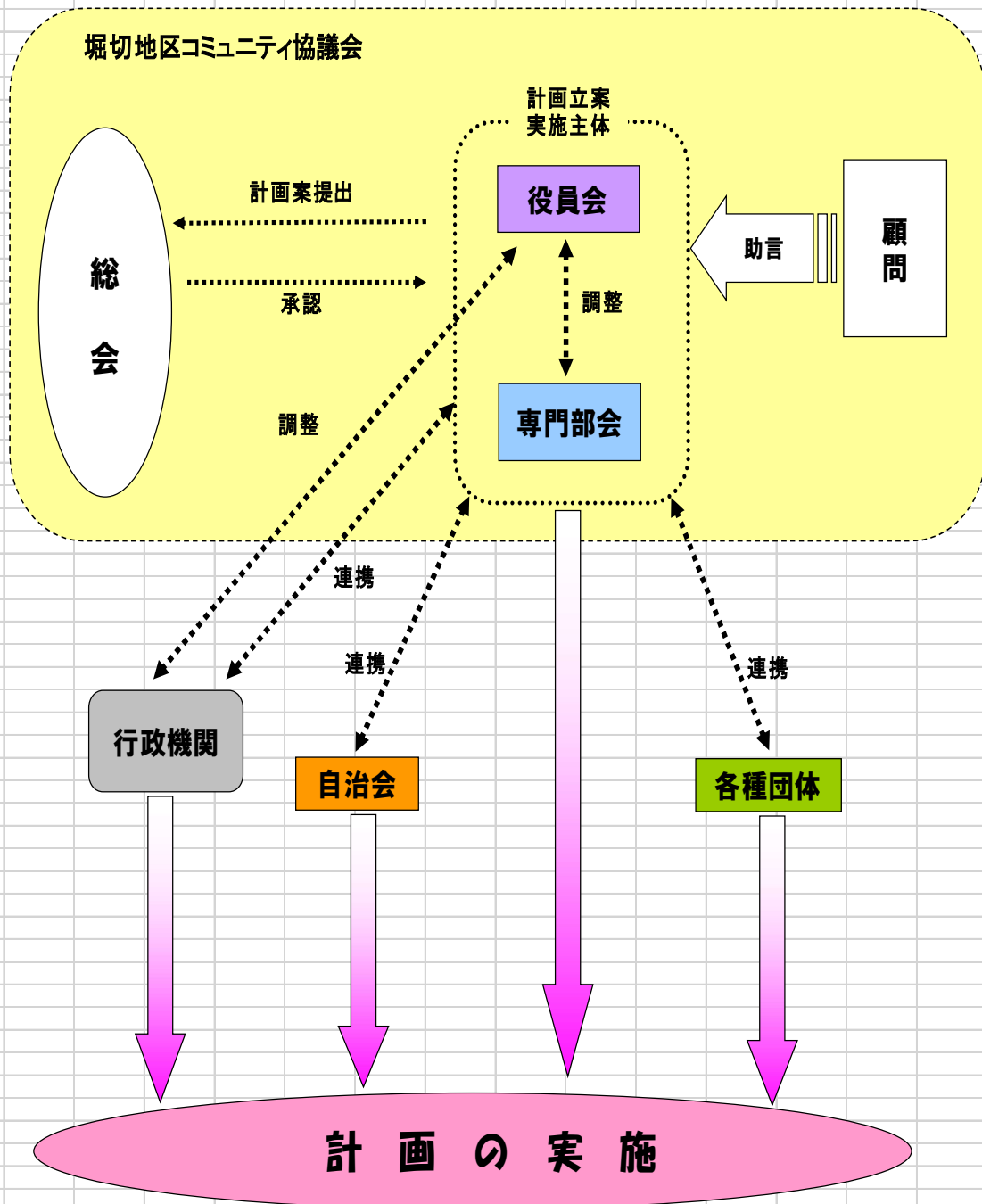
- 地区コミュニティ協議会として取り組むべき事業は、この計画に基づき毎年度の総会において事業計画・予算に盛り込み、実施します。
- 行政に実施を求める施策は、行政懇談会における協議・調整や要望書提出などを行います。
- このような活動を展開するために、地区内の地区団体・人材を育成し、地区活動の担い手の拡大する必要があります。

#### ④ 実現の調整

- 地区コミュニティ協議会は、個々の住民・各種団体・地区自治会等では実現できない課題対応を関係団体が連携して進める組織ですので、個々の施策実施状況を把握し、地区課題が解決されるように総括的な調整を行います。



# 計画推進体制図



## 資料編

## 改訂組織・経過、その他資料

## ① 改訂組織

## 堀切地区まちづくり推進計画改訂委員一覧表

| 番号 | 役職     | 氏名     | 備考       |
|----|--------|--------|----------|
| 1  | 会長     | 澤井 政之  | コミュニティ会長 |
| 2  | 副会長    | 小久保 昌弘 | 堀切自治会長   |
| 3  | 副会長    | 中村 靖之  | 小塩津自治会長  |
| 4  |        | 高瀬 長男  | 民生児童委員   |
| 5  |        | 小久保 央  | 民生児童委員   |
| 6  |        | 渡會 かよ子 | 民生児童委員   |
| 7  |        | 山口 久和  | 民生児童委員   |
| 8  | 事務局    | 松野 清香  | 市民館主事    |
| 9  | アドバイザー | 小久保 義則 | 市役所職員    |
| 10 | アドバイザー | 山本 隆大  | 市役所職員    |
| 11 | アドバイザー | 荒木 麻由美 | 市役所職員    |

## ② 改訂経過

- ・平成19年3月 策定
- ・平成24年5月 改訂
- ・平成29年5月 策定
- ・令和 5年5月 改訂

### ③その他資料

## 堀切地区コミュニティ協議会規約

(名称)

第1条 この会は、堀切地区コミュニティ協議会とする。

(目的)

第2条 この会は、堀切地区（堀切・小塩津地域：以下堀切地区と呼ぶ）内に居住する人々が手と手をつなぎ、住民相互の信頼と連帯意識を高め、地区の将来像「自治意識・連帯感の向上で安全・快適 住みよい堀切地区」の実現を目指すため、コミュニティ活動の推進を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、堀切市民館に置く。

(構成団体)

第4条 この会は、地区内の自治会及び地区内に拠点を置く各種団体等で構成する。

- (1) 構成する団体等は、この会の方針の実現及び事業実施等に努める。
- (2) 新たに加盟しようとする団体等は、役員会の承認を得なければならない。

(委員)

第5条 この会は、次の委員によって運営する。

- (1) 自治会の役員及び自治会から推薦された者
- (2) 各種団体の代表者及び公職委員のうち、役員会が選任する者

(事業)

第6条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住み良い地区社会づくりのための施設、整備計画の策定と事業の推進
- (2) コミュニティ推進活動の調査研究
- (3) 心と心のふれあいを高めるコミュニティ推進活動の展開
- (4) 青少年健全育成のための環境、施設整備及び健全な家庭づくりの推進
- (5) 市民館における各種事業の企画及び実施
- (6) 行政機関と各種団体との連絡調整
- (7) その他、この会の目的達成に必要な事項

(役員)

第7条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会議を招集し、議長となるとともに、事業運営を指揮監督する。
- (2) 副会長は、2名とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、1名とし、経理を処理する。
- (4) 書記は、1名とし、会務を記録する。
- 2 役員は、自治会役員が候補者を選出し、総会承認後に就任する。
- 3 年度開始後、総会における役員承認前に対応すべき業務がある場合は、前年度役員の指示より役員候補者が暫定処理し、重要事項は総会で報告する。

(監事)

第8条 この会の業務状況及び会計を監査するため、監事2名を置く。

- 2 監事は、地区住民の中から総会で選出する。
- 3 監事は、役員及び部会長と兼ねることができない。

(顧問)

第9条 この会に、顧問をおくことができる。

(役員の任期)

第10条 この会の役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会議)

第11条 この会に、次の会議を置き、会議は構成員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、委任状の提出者は、出席者とみなす。

- (1) 総会
  - (2) 役員会
  - (3) 運営会議
- (総会)

第12条 総会は委員で構成し、年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選任
- (5) その他、会の運営に必要な事項

2 臨時総会は、必要に応じ招集することができる。ただし、臨時総会を招集できないと会長が認めた時には、運営会議をもって、これに代えることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、第7条の役員で構成し、事業計画・予算、事業の実施調整、事業報告・決算、規約改正など運営に必要な調整・処理を行うため、会長が必要と認めるときに開催する。

(運営会議)

第14条 運営会議は、第7条の役員と専門部会の部会長で構成し、各部会が担当する事業実施・協力等の調整するため、会長が必要と認めるときに開催する。

2 役員がすべての部会長を兼務しているときは、役員会が運営委員会の機能を兼ねる。

(専門部会)

第15条 本会に、企画広報、体育レク、生活環境、安全、文化教養、福祉の6つの専門部会を置き、役員会で決定した事項等について、専門的な研究並びに実施を図る。

2 会長は、委員から各部会の部会長及び部会員を指名する。

3 大規模な事業を実施する場合には、部会の下に実行委員会を設けることができ、実行委員会の構成員は、部会長が会長の了解を得て指名する。

(経理)

第16条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 年度開始後、総会において事業計画及び収支予算が決定されるまでの間は、前年度に準じて執行ができる。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において出席者過半数以上の承認がなければ変更できない。

(委任)

第19条 この規約の施行に関して必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行し、これに伴い堀切校区青少年健全育成会規約及び堀切市民館運営委員会規約は廃止する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。





作成 堀切地区コミュニティ協議会

発行 田原市地域コミュニティ連合会